

## おokayama子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定制度の改定について

### 1. 改定内容

- ・ 認定の有効期間が、認定日（又は更新日）の属する年度の翌年度から起算して5年間となります。
- ・ 有効期間の延長を希望される場合、更新申請を行い、認定基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

### 2. 改定時期

令和8年4月1日

### 3. 更新のご案内時期と申請受付期間

下表のとおり、5月頃、更新申請の必要書類等のご案内を送付いたします。ご案内がお手元に届いてから随時申請していただけますが、受付期間が翌年1月末までとなっていますので、ご注意ください。

認定年度	ご案内時期（予定）	更新申請の受付期間
令和4年度	令和9年5月	ご案内～令和10年1月末まで
令和5年度	令和10年5月	ご案内～令和11年1月末まで
令和6年度	令和11年5月	ご案内～令和12年1月末まで
令和7年度	令和12年5月	ご案内～令和13年1月末まで
上記企業の 初回更新後	有効期間満了を迎える年度の5月	ご案内～翌年1月末まで

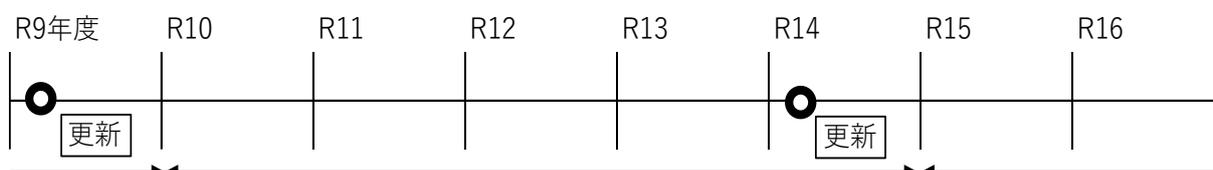
※ 認定年度については、認定証や県ホームページでご確認ください。  
(URL) <https://www.pref.okayama.jp/page/928612.html>



### 4. 有効期間

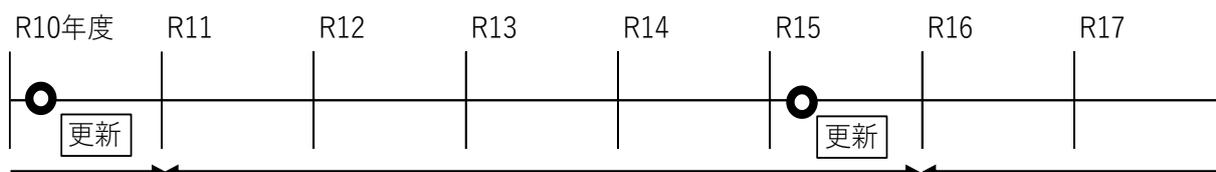
(例1) 令和4年度認定企業の場合

有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和10年度)から起算して5年間(令和14年度まで)となります。以降繰り返し。

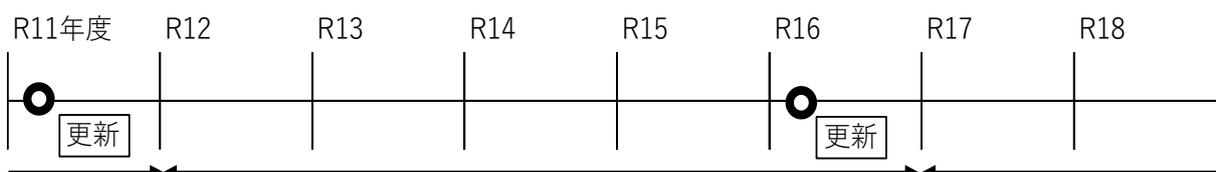


(例 2) 令和 5 年度認定企業の場合

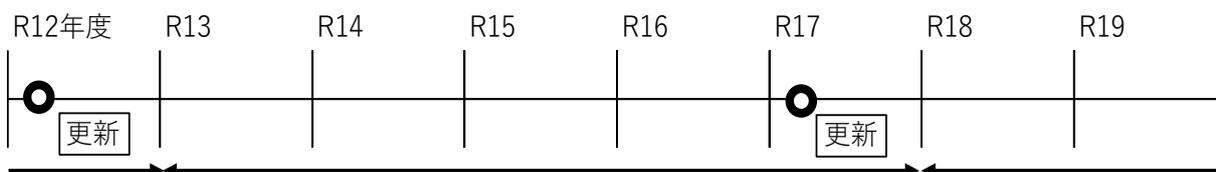
有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和 11 年度)から起算して5年間(令和 15 年度まで)となります。以降繰り返し。

(例 3) 令和 6 年度認定企業の場合

有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和 12 年度)から起算して5年間(令和 16 年度まで)となります。以降繰り返し。

(例 4) 令和 7 年度認定企業の場合

有効期間(→)は、更新日の属する年度の翌年度(令和 13 年度)から起算して5年間(令和 17 年度まで)となります。以降繰り返し。



## (例 5) 不更新となった場合

有効期間満了まで(※)に更新できない場合(基準未達成、未申請等)、その翌年度から不更新となります。この場合、県HP掲載リストから削除される等、認定企業としてのメリットが受けられなくなります。

ただし、不更新となった場合でも、認定基準を満たした段階で、再度アドバンス企業の認定申請をしていただくことが可能です。

※ 更新申請の受付期間にご注意ください。下図の令和 4 年度認定企業の場合は令和 10 年 1 月末までが受付期間です。(表面 3 参照)

